

令和3年6月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年6月8日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和3年6月8日(火) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和3年6月8日(火) 午前11時29分
委 員 長	永 沼 博 昭
委員会出席委員	
委 員 長	永 沼 博 昭
副 委 員 長	小 泉 晋 史
委 員	羽 鳥 健 大 塚 佳 之 坂 本 国 広 諏 訪 三 津 枝
委員会欠席委員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 6 7 号	鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 8 号	令和3年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監 関 口 泰 清
 危機管理課長 金 子 学

（市民生活部）

市民生活部長 田 口 千 恵 子
 市民生活部副部長 関 根 則 男
 自治振興課長 伊 藤 正 一
 市民課長 新 井 隆 司
 市民課副参事 川 又 敦 子
 国保年金課長 野 口 豊 和

（環境経済部）

環境経済部長 飯 塚 孝 夫
 環境経済部副部長 高 坂 清
 環境経済部副部長 外 島 洋 志 男
 環境課長 長 澤 和 弘 介
 環境課副参事 高 橋 亮 介
 農政課長 山 崎 淳 一
 環境経済部副部長兼農業委員会事務局長 堀 越 延 年
 商工観光課長 清 水 健 紀 行
 道の駅整備プロジェクト課長 秋 山 信 一
 道の駅整備プロジェクト副参事 福 智 秀 一
 吹上支所副支所長 大 島 和 之
 吹上支所市民グループリーダー 加 藤 勝 美
 川里支所副支所長 吉 田 勝 彦

書記 小野田 直 人
 書記 小 林 美 奈 子

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と坂本国広委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第67号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。審査は、全て議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をさせていただき、議案第68号については予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

この方法でご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第67号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市民課長) おはようございます。議案第67号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によるマイナンバー法の改正に伴い、マイナンバーカードの発行主体が市から地方公共団体情報システム機構になり、手数料についても同機構が設定することとなったことから、マイナンバーカードの再交付手数料の規定を削除するものでございます。

また、附則において手数料徴収条例の改正に伴う鴻巣市税条例の改正を

行うものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（諏訪）では、議案第67号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例の質疑を行わせていただきます。一応通告をしておりますので、その通告の順番にお願いをいたします。

こちらは、手数料が実際に市で今まで管理していたものがJ-LISというのですか、ちょっと長い機関名なので、そのように呼ばせていただきますが、そちらのほうに戻るといえるのでしょうか、よく分かりませんが、そちらのほうで今後は管理をするということで、条例からこの手数料の部分の削除と、あとは条番号を直していくということなんでしょうか。個人番号カード、マイナンバーカードの再交付に関わる手数料というふうに書かれておりますけれども、実際に再交付を希望する市民の方々の交付の理由だとか、あとは年間どのぐらい再交付をしているのかというのをまず1点目としてお聞きいたします。

（市民課長）それでは、お答えいたします。

マイナンバーカードを紛失、焼失、廃棄してしまった場合、そのほか毀損だとか破損等によりまして使用不可能となってしまった場合、それから海外から転入し、マイナンバーカードの再交付を希望する場合、また外国人の場合、延長手続をせずに在留期間が過ぎてしまい、マイナンバーカードが失効してしまったというケース、そういった方が再交付をする理由でございます。

それから、年間の件数でございますけれども、令和2年度におきましては135件の再交付がございました。

以上でございます。

（諏訪）ただいま再交付する上での理由は、主にカードそのものが使えなくなると、手元にないとか、そういったことが理由ということなのですが、実際には年間で135件ということでございますので、次の質問に移らせていただきます。

実際にこの手数料を市民からいただくかなくていいのか、それとも今後もそれなりの手数料がJ-LISのほうで管理をされて払わなくてはならないのかということも含めてなのですけれども、市民の手数料に対する負担はどのように変化するかということと、あとは市自体が、当局が処理の上で今まで手数料条例に基づいて徴収していたものが今度は機関が元に戻るのか、ちょっとそちらのほうでやるということなのですが、実際に市当局の事務処理がどんなふうに変化するのかと、あとは予算そのものへの影響を伺います。

（市民課長）それでは、お答えいたします。

市民への負担というのは特には、お支払いしていただくという事実は変わらないのですけれども、また市の処理について現在は一般会計の歳入で住民基本台帳手数料に一旦納付し、一般会計歳出、通知カード・個人番号カード交付事業費交付金として地方公共団体システム機構、いわゆるJ-LISのほうに支払っております。

今後の手数料につきましては、現段階では国から具体的な金額はまだ示されておりませんが、今後J-LISが総務大臣の認可を得て手数料の額を定める規定が制定される予定ということになっております。

それから、令和3年度の予算の歳入歳出、再交付を毎月5件、年間60件を見込んでおりますけれども、9月末までどれくらいの再交付の件数があるかということとは読めないことがあるので、特に予算についての補正等は行っておりません。

以上でございます。

（諏訪）では、ただいまの再質問なのですが、これは実際には今年の10月からそういった処理の方法が変わると私は思っているのですけれども、現段階でまだ国から何らその方法だとか、それから実際の手数料の金額などが示されていないというふうにただいまのご答弁で感じたのですけれども、その理由というのですか、国がなぜ示してこないのか。国会でつい最近、5月15日ですよ、通ったのが。成立したのが、そういったことも含めてなのですが、10月からもう既に走るわけなのですけれども、特に市民から見ると、金額どうなるのだろうというのもありますので、

その辺がなぜ示されないのかという理由をちょっともしご存じでしたら伺いたいと思います。

（市民課長）ただいまの質問に対してお答えします。

現在確かに国、県のほうから何にもこういった情報が来ていないのですが、こちらのほうからも、県を通じましてそれらについての情報がいつ入るかというのは問合せをして、近隣の市町村と連携を取ってそういった情報収集に努めておりますけれども、現段階ではそういった情報は入ってきていないのですけれども、9月1日から施行できる準備というのはしております。

以上でございます。

（諏訪）9月1日からいつでもというようなことなのですが、そうしますと次の質問で、システムの改修などはあるのかどうかを伺いたいと思います。

（市民課長）今回のこちらについてのシステムの改修等は特に不要ということになっております。

以上でございます。

（諏訪）では、最後の質問なのですが、今回のマイナンバーカードの再交付とは特にちょっと関係がないかもしれないのですが、昨年5月に通知カードという紙のカード、マイナンバーシステムが始まってすぐに全国民に配布されました。これがいわゆる5年もたたないうちに、この通知カードそのものを廃止するというふうになりまして、この通知カードに代わるもの、実際に現在マイナンバーカードを交付されている方々は全体の3割、4割近いのでしょうか、ということなのですが、それ以外の方々はカード番号すら、もしかしたらもう手元にないという方もいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、通知カードに代わるものというのは何か国から出されているのか、それとも市独自で何かお考えなのかを伺いたいと思います。

（市民課長）通知カードに代わるものとして個人番号通知書というものがあります。そちらでマイナンバーのほうの個人番号、氏名、生年月日等が入っておりますので、番号をどちらかに、そういった手続をする上

で必要だということでしたらこちらの通知書、もしくは最近ですと、どちらか、学校なんかの補助金の手続でマイナンバーが必要だということがありますと、住民票でマイナンバーが入っているものを請求していただければ、それを取得して、しかるべきそういった機関に提出していただくということになっております。

以上でございます。

（諏訪）ただいまのは個人番号通知書というものを発行しているということによろしいわけですね。この個人番号通知書の発行に係る費用などはどういうふうになっているのか伺います。

（市民課長）お答えいたします。

こちらについては、請求に基づきましてJ-L I Sのほうからその方にお送りするということになっております。

以上でございます。

（諏訪）J-L I S ……

（市民課長）今、答弁漏れです。費用につきましては無料になっております。

以上でございます。

（諏訪）私もマイナンバーカードを持たないというふうに決めておりまして、発行していただいていないのですけれども、番号が必要になったときには住民票、番号がついたものでというふうに思っておりまして、個人番号通知書の件はちょっと知らなかったのですけれども、そうしますと個人番号通知書を何度も何度も発行してもらおうということも可能ということで、J-L I Sに、費用負担は市民はないけれども、例えばそれによって地方自治体が何か費用を請求されるとか、そういったことはないのか伺いたいと思います。

（市民課長）お答えいたします。

こちらの個人番号通知書の請求できる方というのが出生された方、それと国外転入のときにマイナンバー、そういったのが必要だという方に発行するというものでございます。

以上でございます。

(諏訪) では、すみません、個人番号通知書の件でもう一点ですけれども、そうしますと普通の市民はこれを請求することは出生された方ということですので、もう既に通知番号が送られている方は、要するに再交付をしてほしいとか、代わるものとして通知書を発行してほしいというようなものではないというふうに考えてよろしいわけですね。

(市民課長) 今委員さんがおっしゃったとおりでございまして、通常の方は、マイナンバーを知りたいということでしたら、マイナンバー入りの住民票を取ってそちらをご利用されているというのが大体の方でございします。

以上でございします。

(坂本) 通告に従って質問をさせていただきます。

まず、(24)個人番号カードの再交付手数料1件につき800円を削除することなのですが、それで本会議場での質問での答弁で、窓口での支払いの変更はないということでした。そうしますと、そこから削れる800円の徴収の根拠というのはどのようなになっているのか伺います。

(市民課長) お答えいたします。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によって、マイナンバーカードの発行手数料徴収事務がJ-LISから市町村長に委託することができると新たに規定をされた。このことから、これらの規定が施行される令和3年9月1日からは、従来どおり再交付手数料を徴収する者の受託による徴収への位置づけが変わることとなります。ですので、こちらが根拠となるものでございします。

以上でございします。

(坂本) そうしますと、再交付手数料についての窓口での案内とか、そういう800円が書いてあるものというのは今までと変わりなく表示されているという、それは変わらないということでしょうか。

(市民課長) お答えいたします。

市民の方に関しては、再交付についてのお支払いすることというのは変

わからないのですけれども、金額についてがまだ国のほうから示されてお
りませんので、そちらについて示された、金額のほうが決まりましたら、
SNSですとか、そういった広報媒体を使いまして周知をするとともに、
窓口等でもご案内のほうをしたいと考えております。

以上でございます。

（坂本）次に移ります。

紛失等の再発行のときに、カードの再発行手数料が800円、そして電子証
明書発行、これ電子証明書に入っている方と入っていない人がいるので
しょうか、まずちょっとそこを教えてください。

（市民課長）カードの再発行手数料が800円で、電子証明書の200円とい
うのがありますけれども、市民の方全員が電子証明書をつけているとい
うこととは限らないので、あくまでマイナンバーカードを、電子証明書
は要らないという方、身分証明書として使えばいいよという方がいら
っしゃいますので、その方によって800円だったり、この200円を含めた
1,000円だったりというふうに分かれております。

以上でございます。

（坂本）電子証明書については分かりました。多分4桁の暗証番号を入
れた人は、多分電子証明書がついているのだらうなど。それで、例えば
確定申告するときということですよ。一応そこは確認で。

（市民課長）電子証明書、e-Taxですとか、あとはコンビニ交付だ
とか、そういったときにお使いになる方というのがこういった電子証明
書をつけてご利用になっているということでありまして、先ほどの暗証
番号を設定しないとなくなると、本当に身分証明書としてお使いにな
っている方というのがいらっしゃいます。

以上です。

（坂本）そうしますと、電子証明書付きのマイナンバーカードですと、
再発行手数料1,000円かかるということだと思っておりますけれども、その電
子証明書発行の200円については、今までどこで定められていたのか、そ
して今後どうしていくのかを伺います。

（市民課長）こちらの200円につきましては、市民の方から徴収したもの

について市の歳計外のほうに一旦入れます。それについて、年度末に J-I-S のほうに報告をするのですけれども、そのときに交付金として一緒に200円というものを J-I-S のほうにお支払いしているということになっております。

以上でございます。

(坂本) そうしますと、電子証明書発行手数料の200円というのも同じように市民の方に分かりやすくどこかに表示されてあるとか、案内してあるとかという形になっているのでしょうか。それとも、再発行というのはよっぽどのことで、広く伝えているということではないのですか、紛失等の。でも、思ったよりありますよね、135件というのは。この間マイナンバー発行したばかりだから、そんなにないかなと思っていたら意外とあったので、その辺はどうなっているのでしょうか。特別なときなので、そんなに周知しているとかということではないのか、ちょっとその辺はどうなっているのでしょうか。

(市民課長) 今委員さんがおっしゃったとおり、再発行の方というのが令和2年度で135という数字が出ておりますけれども、皆さんやっぱり壊してしまったとか、なくなってしまったとかという方が意外に多いかなというのが、当然交付率が伸びてきておりますので、そういった数が増えているのかなというのが実感でございます。

(坂本) 最後に、紛失をされた場合というのはかなりもしかすると深刻かもしれないのですけれども、その辺の案内とかについてはどのような形で市民の方に案内し、対応しているのか、そこだけ伺って終わりにしたいと思います。

(市民課長) では、紛失への対応というご質問にお答えいたします。これは、紛失の対応は廃棄ですとか破損ですとかになった場合については、市の窓口にはまず紛失届を提出しまして、再交付申請を行うというのが一般的な流れとなっていておりますけれども、盗難ですとかそうした場合の紛失については、セキュリティー対策としまして、まず最初に365日、24時間対応しておりますコールセンター、そちらにまず連絡を入れていただいて、一時的に執行の手続を止めるというのをまずやっ

ていただきます。その後、次に警察に遺失物届を出していただくと。その次に、市のほうのマイナンバー専用窓口で紛失届をして、再交付の申請をしていただくというような流れとなっております。

以上でございます。

（大塚）マイナンバーカードについては、どなたも確認が今出ていないので、全体の数ということで、申請数、交付数、それが分からないと135件という再交付が多いか少ないかちょっと判断しづらいので、直近の分かる範囲で結構ですので、申請、交付の状況について分かればお伺いいたします。

（市民課長）マイナンバーカードの申請と交付状況ですけれども、行政報告でも申し上げましたが、今現在分かっているのは、令和3年の4月末現在になってしまいますけれども、交付の申請者数が4万9,656人、このうち4万75人に交付の通知を発送して、3万5,741人にマイナンバーカードを交付しております。交付率につきましては30.19%となっておりますので、県平均が29.08ですので、県よりは上回っているという状況になっております。

以上でございます。

（大塚）比較をするとすれば、確かに県のアベレージが基準にはなると思うのですが、実際にはマイナンバーカードの交付については積極的に取り組んできたと思っています。今の状況でいきますと、まだまだ数字的には目標値にいけないような気もするのですけれども、そうはいつでも少なくとも先ほど答弁にありましたように135件の方は必要があるから再交付の申請をしたということで、その部分は使う思いというか、使う見込み、使ってきたからこそなくなったので、使えなくなったのでということになるのです。今後の方向性としては、今回は一部手数料について変更がありますけれども、マイナンバーカードの事業について今後どのような取組をしていくのかというのが気になるころではあります。令和3年度の中でもそれ以降でも具体的に何かあればお伺いします。

（市民課長）では、お答えいたします。

現在、国のほうでは令和4年度中までにほぼ全てといたしますか、そういった国民がマイナンバーカードを取得するという目標を上げてきております。今大塚委員さんがおっしゃったとおり、鴻巣市においてもマイナンバーカードの取得というのは推進を強化しているということでありまして、過去にもこういった確定申告会場ですとか、それから公民館での土日における申請補助ですとか、そういったのを実施してきております。コロナに入りまして、2月に予定しておりました公民館でのそういった申請補助というのは中止になってしまいましたけれども、現在3月より公民館の9館と市民センター10館についてタブレットを配置しまして申請補助をやってきております。

今後におきましては、コロナにも左右されるかと思えますけれども、大小各イベントにブース等を出してそういった拡大を図っていききたいなという考えはございますけれども、現在そういったイベント等もなかなか自粛というか、密になるということもありますので、それは今後考えていって動向等を見ていきたいと考えております。さらに、拡大のほうを図ってまいります。

以上でございます。

（大塚）この後、次の議案でも一部関わる部分が出てきますので、必要になればそのときに伺うことは取っておいて、最後に1点だけ。

一般的には、再交付をした場合、場合によると紛失したのものがみつかることがあります。その場合、実質手元には2枚、第1号と第2号が存在するわけなのですが、再交付を受けた場合、もともとあったものの処理といたしますか、恐らく両方使えるということはないとは思うのですが、そこら辺具体的にどのような処理をして、実際にはどうなっているのか、この点はいかがでしょうか。

（市民課長）確かに再交付された方で、あっ、見つかりましたという方は何名かいらっしゃいます。そういった方につきましては、一番古いほうのカードをこちらに返却していただいて、こちらが廃棄をするというような手続を取っております。

以上でございます。

(大塚) 廃棄をしない場合、見つかったということと言われなかった場合、その場合というのは両方使えるということはないですよ。その点はいかがですか。

(市民課長) 紛失した時点で、古いカードについては端末を使って紛失という入力をいたしますので、使えるということとはございませんので、持っていてそれは役に立たないといえますか、使えないということになります。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) では、議案第67号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

マイナンバーカードというのは、国がこの普及を一気に進めようと躍起になっているものです。そして、2022年度末までには全国民に持たせようという方針が出ているということなのですけれども、いわゆる健康保険証、それから運転免許証との統合も計画がされているということです。マイナンバーカードの利用を国民生活の様々な分野に拡大していくということは、個人情報いわゆる集中、また国による一元管理の危険が指摘されています。交付率、当市においても30%ということから見ても、国民が望んでいるカードではないのではないかと思っているところで

それで、5月15日には国会で大分前から議論されています、いわゆるデジタル法案、そしてデジタル庁をはじめとした法律が通りまして、それに基づいて今回のマイナンバーの再交付の手数料が当市においては条例に入っているということで今回条例が提起されているのだと思うのですけれども、行政が個人情報を集積することそのものが非常にリスクが伴うと感じています。また、それらがいわゆる民間の企業などに開放

するおそれ、利活用されやすい仕組みになると思っております。特に当市においてもマイナポータル、大変な利用だったと思うのですけれども、そういったことを入り口にいわゆる市民の個人情報在那里で集積しています。情報連携に歯止めがないのではないかとということを目指したいと思っております。

そして、デジタル庁なのですが、これは国会で議論されていまして、デジタル庁そのものも職員が500人の体制ですけれども、100人以上が企業に籍を置いたまま、民間人が100人入り込むという、そういった省庁です。そういったことを含めると、官民癒着が広がるおそれがあるのではないかとというのが私の意見でございまして、そういった意味でのマイナンバー制度そのものに反対をする立場から、当然手数料の条例、800円がどうなるのかということを含め、9月1日から施行できるようにはなっていたとしても、その金額は今後どんどん上がるかもしれませんし、国が言ってきたものに当然合わせるしかないわけです。市で条例で決めていけるものではないというところから反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第67号 鴻巣市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) では、議案第 68 号 令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算 (第 4 号) について 2 か所で質問させていただきます。

まず、15 ページのコンビニ交付事業のシステム改修の内容ですが、ただいまご説明いただきまして、証明書の発行の戸籍の付票の部分の要するにシステムの改修をするということでもございましたけれども、その委託先はずっとマイナンバーカードのシステムを改修されているところなのかどうかということと、それから発注をしてから実際にソフトの入替えというのですか、システム改修が出来上がるまでの納期をまず伺います。

(市民課長) それでは、お答えいたします。

戸籍の付票の写しの様式変更と戸籍情報の記載の有無の選択を可能にするというものでありまして、具体的には戸籍の構成員の記載事項の項目がこれまで名前と住所のみでございましたが、氏名、性別、生年月日、住所、いわゆる 4 情報の記載をするための用紙変更を行います。それから、本籍、筆頭者の戸籍情報をこれまで記載しておりましたけれども、利用者の請求がないということになりますと記載を省略できると。ですので、戸籍情報の記載の有無を選択できるようになるというのがこのシステム改修の内容でございます。

続いて、システム改修の委託先はコンビニ交付システムベンダーを行っております会社が引き続き行うこととなっております。

それから、発注から納期までの期間、こちらについては補正予算が成立後、コンビニ交付システムのベンダーによりまして改修作業に入るわけですが、8 月にはコンビニ交付システム及び地方公共団体情報システム機構、J-LIS との連携テストを行います。9 月下旬に実際の店舗でテストを終了しまして、令和 3 年の 10 月の改正法の施行日からサービス提供になるようにというようなスケジュールとなっております。

以上でございます。

(諏訪) これは、当初予算を見ますとコンビニ交付システム改修委託料というのが当初の予算で 50 万ぐらい入っておりますけれども、当初予算のシステム改修で何か使えるというような今回の改修ができないのか、そこをちょっと伺いたいと思います。

（市民課長）当初の改修については前年度更新といたしまして、今回のシステム改修とは全く別物でございまして、今回のプログラムの改修について分かったのが3年の2月のときに国のほうから通知が参ったもので、当初予算のほうにはこれが間に合わなかったというもので、今回補正予算として計上しております。

（諏訪）今年の2月に分かったということなのですけれども、これは例えばマイナンバーを使っての証明書類の発行もそうですし、そうしますと、もともとの戸籍を取る際の付票のところというのは、大本は要するに世帯主を入れないでほしいとか、そういったものができるようになったからということよろしいでしょうか。

（市民課長）今回の改修によりまして、諏訪委員さんがおっしゃったとおり、その選択ができるようになったということであります。
以上でございます。

（諏訪）次のコンビニ交付に関わるシステム改修費の全容というのですけれども、要するにこの5年間含めて、当初の初期設定から大きく様々な証明書類の様式も変わったりはしていると思うのですけれども、それに伴ってどうしてもシステムの改修というのは発生すると思われるのですが、この5年間、システム改修というのはどのぐらいの費用がかかっているのかを伺います。

（市民課長）それでは、お答えいたします。
全容ということですので、過去どのような改修をやったかといいますと、29年度の改修については、これはありません。平成30年度の改修ですけれども、これが旧姓の併記に対応するための業務、こちらの改修を行っております。令和元年度については税証明の今度はレイアウト変更、そちらについての対応のシステム変更と。それから、令和2年度の改修が、磁気証明書の交付センター、こちらを東西2か所に置いたということでもありますので、そちらのほうの対応業務を行っているということですので、これまで以上のような改修作業を行ってきております。
以上でございます。

（諏訪）年間通して改修がない年もありましたが、何かしらあるという

見込みがあります。それで、今全体的な内容をお伺いいたしましたが、その金額というのは分かりますでしょうか。

（市民課長）金額を申し上げます。まず、順を追ってですが、平成30年度の改修が99万3,600円、令和元年度の改修が97万2,000円、令和2年度の改修につきましては85万8,000円、それから今年度、今回の補正についてが74万8,000円ということになっております。以上でございます。

（諏訪）申し訳ありません、もう一つありました。17ページの商工観光課、キャッシュレス型消費活性化事業でございます。第1弾は昨年度2月から3月に行ったということですが、第2弾ということで、今後期待される経済効果、前年度を比較しながら伺いたいと思います。

（商工観光課長）第1弾で行いました事業の市内事業者の経済効果と今後の期待というようなご質問だと思いますが、2月、3月に実施しましたキャッシュレス型消費活性化事業につきましては、キャッシュレス社会の普及、促進を一番の目的としておりました。一方で、コロナウイルス感染症対策の有効な手段であるというところから実施したということでございます。キャンペーン導入前の月と比較しまして、市内事業者で非接触型決済を新たに導入した店舗が増えたこと、また決済金額が増えたこと、さらに約2億ほどの経済効果（P.18発言の訂正あり）が市内事業者にあったものと考えております。今後につきましても同様の経済効果等が見込まれるものと考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、キャッシュレス型のそういった取引の普及にも貢献し、そしてコロナ対策として、現金を扱わないので、非接触が有効だったということですが、経済効果としては2億円の経済効果があったということですが、前年度の2月、3月の2か月間で2億円ということですが、これはそうしますと新たにキャッシュレス型の導入をされた店舗がそうだったのか、それとももともとあるキャッシュレス型を行っていた店舗も含めてということなのか、ちょっとそこを伺いたいと思います。

(商工観光課長) 今お話ししました2億円につきましては、従前からキャッシュレス型決済を使っていた店舗、新たに今回のキャンペーンに参加された店舗、合計の金額ということでございます。

(諏訪) そうしますと、従来からキャッシュレス型を使っていた店舗もあり、そして新たにということなのですが、これは分けてどのぐらいの効果があったかというのは分かりますでしょうか。

(商工観光課長) 請求というか、事業者から来ているお金はトータルという形で来ていますので、従前と従後の区別けというものはちょっといただいていないというか、当然一緒に請求が来ておりますので、それについては承知しておりません。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時55分)

(開議 午前10時13分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(商工観光課長) 先ほど諏訪委員さんからご質問ありました市内事業者の経済効果というところで、今回市で行いました事業の対象者でございますけれども、a u P A YさんとP a y P a yの2事業者ということでございますので、この2事業者による経済効果というふうに訂正のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(坂本) 17ページのキャッシュレス型消費活性化事業ということで、先ほどP a y P a yとa u P A Yという話がありました。P a y P a yの市内導入店舗数というのはどうなっているか、分かれば教えてください。

(商工観光課長) P a y P a yのキャンペーンにつきましては、2月、3月実施したところですが、キャンペーン開始前が283店舗でございます。

た。開始に当たりまして388店舗というふうに105店舗ほど増加したというところでございます。

以上です。

（坂本）今回は、P a y P a yとL I N E P a y、両方やるのでしょうか。どういうふうになっているか教えてください。

（商工観光課長）先ほどちょっと説明、お話ししましたとおり、前回やっぱりキャッシュレス社会に向けての普及というのがまず一番の目的でございました。今後につきましては、実際に市内の経済効果等を見込みまして事業者の選定というのはまた今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

（坂本）先回は、P a y P a yとa u P A Yだったと思うのですがけれども、P a y P a yを導入している店舗で、でも30%還元をやっていないところもあったと思うのですがけれども、今回どういうふうな形になるかわからないのですがけれども、どの事業者がやるか、何とかペイというのがやるとした場合に、それに入っている、それが使えるところは全部できるようになるのか、その辺はどうなっているのか分かれば教えてください。

（商工観光課長）前回、第1弾につきましても実際は対象外の店舗というのが実はございました。具体的な例としましては、調剤薬局ですとか病院など、いわゆる保険適用となるようなものにつきましても適用外ということになっております。それ以外には金券ショップですとか、あとはコンビニ、鉄道運賃ですとか、あとは行政サービスの利用料金とか、水道料金とか寄附など、NHKの受信料、こういったものにつきましても全て実際にP a y P a y、a u P A Yで払えたとしてもポイントの対象外となっております。

以上です。

（坂本）この事業名のキャッシュレス型社会ということなのですが、今支払いは現金とかクレジットとか何とかペイとかという、本当に新しく何とかペイ、私もやり始めておりまして、マイナポイントがなければち

よっとやっっていなかったのではないかなと思う、P a y P a y なんかはそういう支払い方だと思うのですけれども、キャッシュレス型社会が今後ちょっと広い意味でどのような形になっていくのか、商工観光課としてどういうふうに見据えているのか、あれば教えてください。

(商工観光課長) 委員ご存じかとは思いますが、日本は諸外国と比較しましてキャッシュレス化が遅れている状況というところで、国のほうでも以前キャッシュレス化を進めるということで補助金等が実際にあったところでは、令和元年6月に閣議決定されました成長戦略フォローアップの中では、2025年6月までに約40%のキャッシュレスを進めるということで国のほうで定めているところです。また、総務省のほうでは1枚のQRコードというか、ステッカーで複数の決済サービス等に対応した統一のQR、JPQRを全国に普及するというところで今事業を推進しているところでもございます。事業者の方に実際にキャッシュレスの導入をした理由等をお聞きしたところ、やはりそういった国際的な流れ等も含めてキャッシュレスに対応するというのが導入したきっかけだというようなお答えも聞いておりますので、今後ますますキャッシュレス化は加速されていくというふうに考えております。

(大塚) それでは、補正予算について何点か伺います。

まずは、何ページかにわたっているのですが、サーマルカメラの設置、13ページには市民活動センターほかの施設、17ページには農業研修センターです。まず最初に伺いたいのは、本館とか、それから新館にも同様に非接触型、体温計という表現が正しいのか温度計というほうが正しいのか分かりませんが、同様のものが設置されております。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時20分)

(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を続けます。

(大塚) そのカメラ自体の性能にも多分同じものではなくて違いがある

のではなからうかなと思いますが、このカメラの性能について、これトータルな話なのですが、どちらでも結構なので、お答えをいただけますか。

（危機管理監）本会議のほうでもまとめて私のほうでお答えしましたので、ただいまのご質問を私のほうからお答えさせていただきます。

まず、本庁舎の入り口と新館の入り口に置いてあるものは、皆さん当然御覧になってご承知だと思いますけれども、1台のカメラでおよそ20人を同時に体温の測定ができるものでございます。37.5度以上を検知した場合は赤い表示になりまして、たしか体温異常ですとかというメッセージが流れるものになっております。それに対しまして今度導入するものについてはそれとは全く違いまして、皆さん商業施設などで御覧になったことがあると思うのですけれども、たしか8インチだったと思います。このタブレットの半分くらいの大きさです。8インチのタブレットが棒の上に立っていまして、そこで顔をかざして体温を測定していただくというものでございます。37.5度以上を検知すると色が変わってお知らせをするというものになっています。そういった違いがでございます。（P. 37発言の訂正あり）

以上です。

（大塚）これは、カメラがあるというのを認識をして積極的に利用してもらうのが条件というか前提だと思います。今回計上されている金額から算出すると、市民活動センターと市民センターと農業研修センターは1台、コミセンが2台ですか。建物なので、出入口ですとか計測すべき場所というのですか、それに違いがあると思うのですけれども、コミセンが2か所でほかのところは1か所、これで間に合うという判断をされたのかどうか、その点はいかがでしょうか。

（自治振興課長）カメラにつきましては、市民活動センターで1か所、本町コミュニティセンターで1か所、ふれあいセンターで1か所、市民センターで1か所、それぞれ各施設1か所ずつの設置でございます。以上でございます。

（大塚）コミセンで2台分計上されていたのですが、そういう理解をい

たしました。

問題は、先ほどもお話ししましたがけれども、このカメラを上手に使っていただかないと困るわけで、37.5度以上ある方が素通りをしてしまうと何ら意味がないわけです。そこら辺それぞれの館によって違いがあるかもしれませんが、どのような配慮といたしますか、アナウンスをしてカメラの有効性をそこに生かしていくのか、その辺についてはいかがでしょうか。

（自治振興課長）委員のご指摘の部分がございますので、まず設置場所は現在手や指の消毒液を設置している場所に、消毒液と並べて設置する予定でございます。入り口にサーマルカメラを、検温をお願いする案内板の表示を考えてもおります。また、入り口からサーマルカメラに行く床の動線に矢印テープを設置しまして、足を運んで必ずできるような体制を組む予定でございます。

以上でございます。

（大塚）一般的には体型というか体格でいくと、大人向けのセッティングでしょうか。そうすると、小さいお子さんなんかがいらした場合は、それも対応できるという理解でよろしいでしょうか。

（自治振興課長）一定の高さで配置するものですので、背の低い小さいお子様には現実的には対応できないのかなと考えております。

以上でございます。

（大塚）それであるならば、先ほど答弁にあったように、案内板の中になるべく多くの方が活用できるように、子どもが測定する場合は付添いの大人が補助とかお手伝いとか、そんなのもやっぱり加えてあげないと、ちょっと丁寧な案内には欠けるのかなと思うのですが、これからされるので可能だと思いますが、いかがでしょうか。

（自治振興課長）今委員ご指摘の部分も踏まえた内容を案内掲示に載せたいと思っています。

以上でございます。

（大塚）続きまして、15ページであります。コンビニ交付事業についてであります。前の議案にも一部これに関わるというか、絡んだ内容で

はあったのですが、今回はこの件については記載事項が増えるというか、変更になるというのが理由であります。先ほど答弁の中では、このシステム改修の提示があったのが3年の2月なので、予算計上には間に合わなかったという答弁でありました。当初52万8,000円の予算が計上されていたわけですが、追加という形で補正になったと理解をしております。これは、実際にシステム改修して、ある意味記載事項が増えるわけですから、利用の価値が増える可能性はあると思いますが、そうはいいってもなかなか増えていない交付率であります。過日担当の課のほうで貼り紙をして、マイナンバーカードを作ってくださいねというポスターというのですか、多分貼り出していたと思うのですが、今後もそういったことをされる中で皆さんにもうちょっと分かりやすく何かアナウンスをしていかないと難しいのかなという気がするのです。特段これという妙案といいますか、なかなか見つからないのですが、ちょっと1点だけ確認をします。例えば印鑑証明書発行については、当然ここでいえば新館の窓口で発行依頼ができます。そのときの金額と、それからコンビニで同じものを取ろうとした場合の金額、これについては現行どうなっていますか。

（市民課長）お答えいたします。

新館のマルチコピー機、市民課の隣にあるやつだと思いますけれども、そちらも50円安く取れるということで、窓口に来たお客様にはご案内をして、そちらの利用の促進を今図っているところでございます。

以上でございます。

（大塚）そういった公的な証明書が必要な方が訪れたときには、直接お話をされるので分かるのですが、窓口で直接アナログでやり取りするよりも、機械といいますか、コンビニ含めて機械を使うと50円安いというのをどれぐらいの皆さんが知っているのかなというのがちょっと私疑問なのです。安ければいいということではないのです。でも、やっぱり市民生活の中では、たかが50円、されど50円なので、そういったメリットを十分分かりやすく伝えるということをこれからしていったほうが、より交付率、理解度が深まるのかなと思うのですが、改めてその点について

てはいかがでしょうか。

（市民課長）お答えいたします。

委員さんのおっしゃるとおり、今後交付率を伸ばしていくということになりますと、やっぱりマイナンバーカードのメリットですとか、そういったことを周知するというのは大切だというのは十分こちらも把握しておりますので、委員さんがおっしゃったとおり分かりやすい表記をしたポスターですとか、あとはメディアを使ったそういった周知の強化というのをして、今後コンビニの交付も便利だよと、取ったら安いのだということの周知のほうに力を入れてまいりたいと思います。

以上でございます。

（大塚）続きまして、17ページであります。環境課の施設用備品の件であります。先ほどの説明ではアクリル板、いわゆるこの現物、これを2組用意をするという説明だったと思います。当初予算でも4万4,000円ほど計上されていたのですが、今回追加という形で出ています。まず、1点目、この2組の板を具体的にどんな形で、どんなイメージで使うのか、そこら辺はどうなっていますか。

（環境課長）大塚委員のご質問にお答えします。

こちらのアクリルパーティションにつきましては、粗大ごみの受付窓口で申込みに来られた方と対応する際に、飛沫防止用としてこのような形で、立てた形で使用することを想定しています。

以上です。

（大塚）具体的に、粗大ごみの受付のときに使用、対応するということではありますが、建物、この本館からすると裏手といいますか、ちょっと奥まったところがその場所になると思うのですが、あそこに持込みをされる方がおおむね車で運んできて、その後やり取りがされると思うのですけれども、アクリル板というのは何となくイメージとして、あそこでやり取りをしている様子を時折見るのですが、おおむね何か外で全部やっているような気がするのですけれども、中でいわゆる対面でやる作業もあるということによろしいのでしょうか。

（環境課長）混雑しているとき等ですと、外にテーブル等を置かせてい

ただいで申請書等を書いていただく場合があるのですけれども、やはり料金のやり取りがありますので、そういった場合は部屋の中に入って料金の支払い等をしていただいている状況がありますので、今回そういった設置をさせていただくということで計上させていただいたこととなります。

以上です。

（大塚）粗大ごみ自体が、例えば方式としては大きく分けて2通りですか、直接搬入方式と、それから連絡をして回収に来てもらう方式、やり方。これ全体の量の中で今回アクリルパーティションを使う、いわゆる持込み方式ですか、これというのは全体の量、もしくはそのパーセントでいくとどのぐらいの割合なのでしょうか。

（環境課長）昨年度の粗大ごみの自己搬入の申請件数ですけれども、鴻巣、川里地域にお住まいの方は、こちらの市役所の敷地内にある粗大ごみ受付窓口で受付を行っているのですが、申請件数が8,176件、対前年度比131%、吹上地域にお住まいの方につきましては吹上支所で受付を行わせていただいているのですが、令和2年度の申請件数が3,856件、対前年度比が130%というふうになっています。

以上です。

（大塚）改めまして、今粗大ごみの研修のシステムというか流れが市民の皆さんが、例えばの話、一言で言うと面倒くさいなというふうに感じているのか、あるいはこれがやりやすいというふうに思っているのか、そこら辺原課としてはどのように捉えていますか。

（環境課長）最近私がお伺いしている範囲ですけれども、例えば鴻巣、川里地域にお住まいの方につきましては、市役所で一旦受付をさせていただいてから中部環境センターのほうにお持込みをしていただいているのですけれども、やはりお住まいの場所によっては直接行かれたほうが距離が近いということで、できれば処理場のほうで受付ができないかというような声もいただいているのですけれども、やはり2市1町で構成していますので、鴻巣市だけということではなく、近隣も同じ方法、方式を取らせていただいているので、今後調整をさせていただいて、そこ

で2市1町で同じ方針ということになれば導入することもできるのかなと思っていますけれども、今後調査して研究していく必要があるのかなと思っています。

また、あとは鴻巣地域で吹上地域にお住まいの方で、吹上支所で受付ができればいいのになというような声があるのは存じています。

以上です。

(大塚) 今後市民の利便性向上のために、多分検討されるだろうという見込みで次の質問に参ります。

19ページであります。総合体育館にエアコン設置をという件であります。具体的にエアコンという一般的なには、一般家庭でいきますと、外に大きな室外機を置いて、室内機は共有というセントラルヒーティングタイプと、それから全く部屋ごとに設置をするセパレート型とあると思うのですが、今回試みようとしているものは、あえて言うと、この件はどうでしょうか。

(危機管理課長) 空調設備機器ごと、風量設定可能なセパレート型を予定しております。そちらで検討しております。

以上でございます。

(大塚) そうすると、設計から始まって設置工事まで、完成に至った後、総合体育館は通常はスポーツ団体の活動の場ということになると、競技によっては風を嫌う競技があったり、いろいろ状況が違うのではないかなと思うのです、エアコンの利用については。さらに、つけるということになると電気代もかかってきますので、使用料等も幾らか検討しなくてはいけなくなるのかなという心配をしているのですが、そこら辺、今後のことではありますが、今分かる範囲で結構ですので、幾つか疑問点があれば、こんな方向ということが分かればお伺いをします。

(危機管理課長) こちらについてですが、運用方法、それから料金、こういった点につきましては他市の状況を踏まえ、令和4年度からこちら体育館を所管しておりますスポーツ課が中心となって協議を進めていきたいと考えております。現在のところは、細かいところはまだ決まっていないというのが現状でございます。

以上でございます。

（大塚）ロスタイムがないので、最後の質問です。

利用者の皆さんの声を十分聞いていただいて、なるべく、よくなったのはいいけれども、お金がかかるよねという声がないように期待をすることであります。

以上です。

（羽鳥）それでは、15ページ、コンビニ交付事業についてお聞きしたいのですが、まずもって今までで交付において何らかのトラブルが発生していないかをお聞きいたします。

（市民課長）お答えいたします。

本市のコンビニ交付は、平成29年の10月に開始になったわけですが、それ以来トラブルの発生の報告は受けておりません。

以上でございます。

（羽鳥）様々なコンビニ店があるわけなのですが、これからマイナンバーの普及、促進しますよね。そうしますと、やっぱりお年寄りからお子さんまで様々な市民の方が使われる。その中で、特にコンビニ交付のメリットとしては家から近い、車の運転ができない、公共交通機関が使えない、そういうお年寄りの方がやはり多々使われることがあると思うのです。使うに当たっても年に一、二回使うか使わないか、その程度だと思うのですが、そういうときにコンビニに行って、さあ、コンビニで交付してもらおうと思っても、なかなか合点がいかない、使い勝手が分からない。そういったときには、コンビニの店員さんに、これどうやって使うのでしょうかというふうに、やはりお年寄りの方は目も大変弱くなってきてしまっているということがあるので、コンビニ交付のマニュアルなどはコンビニ店に頒布してあるのかをお聞きいたします。

（市民課長）それでは、お答えいたします。

マニュアル等ですが、J-LISのホームページを見ますと、コンビニに実際に行っているやり方というのは、そういったものは載っております。ただ、委員さんがおっしゃった高齢者の方ですとか、そういった方々がコンビニに行ったときにやり方が分からない、そういっ

た不安材料というのはあるのですけれども、機械にマイナンバーカードを置いて、その次にどのボタンを押してくださいといったようなやり方は機械上では出てくるのですが、なかなかその辺が確かに高齢の方は分かりにくいかもしれないので、その辺りについても今後そういったことを高齢者にも易しく分かりやすいような説明、もしくはそういった周知の仕方というのを考えてまいりたいと思っております。
以上でございます。

（羽鳥）了解しました。今後検討を願いたいと思います。

それとともに、ほかの質問者のほうの答弁で聞いておったのですが、今回の改修内容、サーバーの改修というのが文言であったのですが、その点1点説明いただきたいと思えます。

（市民課長）今回の改修の内容は、委員さんおっしゃるとおり、戸籍の付票の様式の変更と戸籍情報の記載の有無の選択を可能にするといったような内容なのですけれども、具体的には先ほども申しあげましたけれども、4情報、氏名、性別、生年月日、住所というような改修をすると、そういったことになりますので、それらの様式変更するようなこととなってきますので、そういった改修となりますので、実際にはサーバーの改修といえますか、その様式変更ということの意味で今回改修ということになります。

以上でございます。

（羽鳥）そうしますと、この点については最後なのですが、コンビニ交付を全体の何%まで市のほうとしては予定しているのか、それをお聞きいたします。

（市民課長）お答えいたします。

令和2年の4月から令和3年の3月、1年の実績なのですけれども、5,734件という、部数に関しては7,182部を交付しております。それに対して前年度の実績が2,450件、部数が2,955部ということですので、約3倍。それに伴いまして、証明書の交付枚数、コンビニの交付割合も3倍に今のところ増加してきております。国は、令和4年度中にほとんどの国民がカードを取得する計画ということで、本市も伸びております。具

体的に何%までとお示しするというのはなかなか難しいことではあるのですがけれども、今後コンビニ交付のサービスの利便性の周知を強化いたしまして、利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(羽鳥) この点については、大変な効果があるということで理解いたしました。

それでは、17ページのほうに移ります。キャッシュレス型消費活性化事業についてなのですが、これ2月、3月と行ったわけなのですが、前回の予算規模と実際の成果について、まずお聞きをいたします。

(商工観光課長) お答えいたします。

前回ですけれども、前回キャッシュレス事業としましてはP a y P a yさんとa u P A Yさん、この2業者ということでキャンペーンの実際事業のほうを行っております。実際にこちらポイントとして還元された金額としまして、P a y P a yさんのほうで6,130万1,783円、a u P A Yで120万3,137円というようなことで実際にポイント還元をしていると。これに対しまして、実際30%の還元が基礎というところで、市内の事業者の中で流通した経済効果としましては約2億円ほどの効果があったというふうに考えております。

また、今回キャンペーンを実施するに当たりまして、今申し上げましたP a y P a y、a u P A Yの2事業者が市内に改めてキャッシュレス導入の営業をかけたというところで、実際にその参加する店舗数等も増えているということで、キャッシュレスが進んだというところで、これも一つの実際の成果というふうに捉えているところでございます。

以上です。

(羽鳥) 前回の予算においては、マックス2億5,000万円規模の予算を取っておったと思うのです。その中で2億円規模の経済効果があったということで、1発目にしてはなかなかの歩止まりというか、成果が上がったというふうに評価できると考えております。

システムの中においてちょっとお聞きするのですが、今回もあります、消耗品費と郵券料、これ何に使われているのかをお聞きいたします。

(商工観光課長) お答えいたします。

まず、消耗品につきましては、実際にキャッシュレス型消費活性化事業に参加される事業者さん、前回の P a y P a y さんでいうと388店舗が実際参加されていたのですけれども、こちらの方が実際にキャンペーンに参加されているというのが分かるように店頭には当然ポスターですとか、あとは冊子というのでしょうか、パンフレットというのでしょうか、そういったものの販促品というか、促進ツールというものを作成するに当たってこちらの作成費ということで消耗品が計上されております。

あわせて、郵券料につきましては、先ほど言いました、例えば P a y P a y さんでいうと388店舗、a u P A Y でいうと100店舗 (P . 32 「104店舗に発言訂正」) なのですけれども、こちらの方が今後実際に事業に第2弾として参加するに当たって、その販促ツールですとか、そういったものをお送りするのですけれども、実際に参加する事前の通知というのでしょうか、そういったものをこちらのほうからお送りするというところの郵券料という形になっております。それ以外に新たに店舗としてキャンペーンに参加する店舗につきましては、P a y P a y なり a u P A Y さん、キャッシュレスの事業者さんのほうで実際営業をかけておりますので、そちらのほうから当然周知というか、そういったことがあるということで、先ほどの郵券料、消耗品についてはそちらのほうの目的で実際計上しているというところでございます。

以上です。

(羽鳥) この事業の目的の内容については、他の質問者のほうから質問がありまして、キャッシュレス化の普及、促進、あとコロナ対策ということで非接触型ということを目的としているということを知りました。商工の振興にももちろん寄与しているわけなのですが、以前ありました地域振興券のような考え方、これは本当に地元の、本市の中の市民に対して恩恵にあずかれるということなのですが、このキャッシュレス化のほうの P a y P a y 、 a u P A Y なのですが、私もびっくりしたのですが、私のライン、グループラインなのですが、他県の方がわざわざ鴻巣市でこういうサービスやっているよと、2月、3月やっていたときのことが

ありまして、実際にガソリンスタンドに入ったかどうか私分からないのですが、鴻巣までガソリンスタンドに給油に行けば得するよと、そういう情報まで入ってくるのです。でも、そうしますと、本市の市民のためのお金でやっているのに、他市のほうの方が恩恵にあずかる、こういう矛盾も生じてしまうわけです。その点について、ちょっと心苦しいなというふうに私考えておるのですが、担当課としてはどう理解されているかをお聞きします。

（商工観光課長）委員さんご指摘のとおり、今回こちらのキャンペーンを実施するに当たりましては、そういった懸念事項というのでしょうか、当然そういったこともございました。ただ一方で、先ほど申し上げましたように2億円ほどの実際経済効果が見込まれるというところと、キャッシュレス化が進むと、併せてコロナ対策というようなところも評価させていただくところで実際に実施させていただいているというところがございます。

以上です。

（羽鳥）そう言われますが、やはり一般財源で7,000万以上のお金を投入するということで、以前、2020年のオリンピックが予定されていた頃、その頃はインバウンドの対応というか、期待がありまして、それに対して外国人の方が非常にキャッシュレス化が進んでいるということで、日本もそれに即応しようということで国を挙げてやるはずだったのですが、全くもってトーンダウンしてしましまして、国、県の支出金というのは全然入ってこないわけです。その点において、本市としてどうお考えかを副部長にお聞きいたします。

（環境経済部副部長（高坂））お答えいたします。

今お話しのとおり、当初インバウンドというものを見込んで国と施策を展開したかと思えますけれども、現在鴻巣市といたしましてはコロナ対策というところで非接触型の支払いというところを増やすというところと、先ほど委員も申し上げていたとおり、市内のお店のほうで現金を使っていたかどうかというところを目指しておりますので、今回この予算のほうを計上させていただいたということになっております。

以上です。

（羽鳥）古巣は県でありますもう一人の副部長、どう今動向として動きがあるのかお聞きいたします。

（環境経済部副部長（外島））お答えいたします。

先ほど高坂副部長からも回答ありましたけれども、現在コロナ禍ということでインバウンド自体が国としても対応が今できていないという状況ですので、今ワクチン接種が進んでおりますけれども、これが済みまして、ある程度外国の方が入れられるということになれば、国のほうもまたそういったところで折衝を図っていくのではないかと考えております。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、第2弾であります今回の本市での宣伝方法なのですが、前は2か月分で7,000万円以上の予算ということだったのですが、今回は1か月分で7,000万円以上の予算を投入しようとしたわけです。その点においてどのような宣伝、普及促進をするのかお聞きいたします。

（商工観光課長）先ほど、先に訂正というか、ちょっと私のほうで a u P A Y のほう、「約100店舗」というような言い方をしたようなのですが、実際は「104店舗」というのが正確な数字でございますので、改めて訂正をさせていただきたいと思っております。

（委員長）発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

（商工観光課長）宣伝の方法、効果というところのご質問でございますけれども、今回広報7月号にキャンペーン第2弾ということで実際に8月の1か月間実施するというので掲載を、今準備進めさせていただいているところでございます。あわせて、市のホームページやラインなどのSNSに掲載ということも今後順次行ってまいりたいと思っております。

また、キャンペーン実施前に実際の P a y P a y のアプリ上に、鴻巣だ

ったら鴻巣でこういったキャンペーンが実施されますよというような掲示がされるということでございますので、そちらがまず一番実際 P a y P a y を利用される方については周知が一番効果があるのかというふうに考えております。

また、前回同様、先ほど消耗品のほうでお話しさせていただいたとおり、ポスターですとかパンフレット等のが店頭に掲示されるというようなことで周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) この点は以上です。

では、19ページ、災害支援体制整備事業についてお聞きするのですが、これ東日本大震災以降、議会においてもたくさんの議員さんから質問あったのです。こういう避難所に冷暖房を完備できないかということで随分質問があったのですが、鮮やかに全て断られてきた、応じていただけなかったわけなのですが、ここになってどうしてまた計画が急に進み始めたのかをまずもってお聞きいたします。

(危機管理課長) お答えいたします。

まず、こちらについてですが、平成30年西日本豪雨など猛暑が続く中の避難所の体育館利用による生活環境が課題とされ、国等から様々なご意見を伺っております。本市でも頻発する自然災害に対応するため、避難所の避難者の生活環境を向上させるため、空調設備の導入が検討され、まず初めとしまして鴻巣市総合体育館、大空間であるだけでなく窓の面積、コスト、そういった大きな問題もございまして、専門的な知見の適正なる機種を選定等が必要になりまして、令和2年度総合体育館空調設備設置調査業務を行いました。

以上でございます。

(羽鳥) 今回においても一般財源から地方債に移るわけなのですが、起債されて出すわけなのですが、国のほうからの支援でもぼつぼつないのでしょうか。その点について危機管理監、どのようにお考えかをお聞きいたします。

(危機管理監) お答えいたします。

国の補助ということなのですけれども、国からの補助は避難所に使う体育館にエアコンを設置する場合の補助のメニューがあります。ただ、それは補助率等を見てみますと、やはり今回使わせていただく緊急防災・減災事業債のほうが断然有利でございますので、今回もそれを使わせていただくということでございます。

なお、この対策債については、当初令和2年度までだったのですが、延長になりましたので、それで今回も使わせていただくということになりました。

以上です。

（羽鳥）最後に、本市の整備計画、いかに予定されているかをお聞きいたします。

（危機管理課長）お答えいたします。

まずは、鴻巣市総合体育館で実運用を行いまして、効果、ランニングコスト、そして利用者の意見等を伺った上、今後の計画等を検証、調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（小泉）それでは、17ページのキャッシュレス型消費活性化事業について何点か質問させていただきます。

今回も第1弾に引き続きP a y P a yとa u P A Yを使ってのキャッシュレス決済をするのか、それを1点まず聞きたいと思います。

（商工観光課長）お答えいたします。

前回第1弾として行いましたキャッシュレス型消費活性化事業を実施するに当たりましては、数社からご提案を实际いただきました。その提案内容を精査した結果、P a y P a yとa u P A Yの2事業者を選定したというようなことでございます。この2事業者によるキャッシュレス導入の働きかけ等によりまして、新たにキャッシュレス決済を導入する店舗が増え、実際に非接触型の決済というのが普及、促進が進められたものとまず評価しているところでございます。

そこで、今回の第2弾でございますけれども、そういったキャッシュレスを実際に開始される店舗数の増加ですとか経済効果、こちらについて

まず一番に重点を置きまして、その費用対効果を検討し、進めてまいりたいと考えております。

また、今回議会にお諮りするに当たりまして、事業者の負担ですとか手間などが少なく、しかも経済効果の高い事業者を今後市として選定していくということで今現在準備、検討しているところでございます。

以上です。

(小泉) 先ほど羽鳥委員から質問あったのですけれども、市内と市外の方の識別する方法というのは、a u P A YとP a y P a yというのはちょっと識別ができるのかどうか、ちょっと確認で1点質問させていただければと思います。

(商工観光課長) 正直に言いますと、識別等をできるかどうかというのはこちらの市のほうではまだ承知していません。

以上です。

(小泉) となると、企業のほうで識別はできるけれども、市外の方も恩恵を受けられると言ったら変な話ですけれども、P a y P a yとa u P A Yの期間中であれば3割キャッシュバックということでよろしいですか。

(商工観光課長) まず、先ほど申しましたように、市内に約2億円ほどの経済効果があるというところで、まず一番そちらのほうを今回特に第2弾としては重点的に考えているところでございます。その中で、当然市外から来られてお金を落としていただくというのも一つの経済効果というふうに考えているところでございます。

以上です。

(小泉) 私も市外からの経済効果もあると思いますので、ぜひ活用していただければと思います。

あと、またそのP a y P a yとa u P A Y、1人がP a y P a yとa u P A Yを使ったときというのは1万円ずつの還元率ということではよろしいのですか。

(商工観光課長) 今回の第2弾ということではよろしいのでしょうか。

(そうですの声あり)

(商工観光課長) そういう形によろしいと思います。

(小泉) では、新たにまたキャッシュレス決済というのが、d払いとかLINE Pay、楽天ペイというのがあると思うのですけれども、ほかのキャッシュレス決済の方法というのは今後検討していくのかどうか、1点聞きたいと思います。

(商工観光課長) 先ほどの還元率、さきの質問と関連するようなところも実際あると思うのですけれども、実際第1弾の事業効果としまして、市内のキャッシュレス化がかなり促進されたものと考えております。キャッシュレス決済を行うに当たりまして、やはりユーザーや実際に店舗、事業者、こちらの負担ですとか手間が少ないということ、次にまず経済効果が高いという事業者の選定を市として検討しているところでございますので、今後そちらについてもまた順次検討させていただきたいと思っております。

すみません。先ほどちょっと言葉足らずのところがありましたので、2業者で合計1万円の還元率というふうに、それぞれ1事業者ごとではなく、2業者だったら2業者……(P. 36「1社1万円、それぞれで1万円」に発言訂正)

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時03分)

◇
(開議 午前11時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 先ほどの小泉委員さんのご質問で、ちょっと言葉足らずというか、訂正等をお願いしたいと思います。

もし2事業者行った場合は、両者で合計1万円というところ、1社1万円、それぞれで1万円ということになります。ですので、今後実際に事業者の選定の中でどうなるかというところで、その辺については今後決まっていくというところというふうにご理解いただければと思います。以上です。

(委員長) 発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(小泉) それでは最後に、新しいお店が105店舗追加になったということだった、P a y P a y のほうですか。また、今後まだ P a y P a y と a u P A Y 等、キャッシュレス型決済の普及、使われていないお店があると思うのですが、その辺の新規のお店の募集というのはするのでしょうか。

(商工観光課長) 新規店舗の募集につきましては、今後実際に今回予算等の成立等、補正予算が確保でき次第、今後契約という形になってまいりますので、その後実際にそのキャッシュレス事業者の方が実際に各店舗のほうに営業等をかけまして、新規の開拓等を行っていくということでございます。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 0 6 分)



(開議 午前 1 1 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理監より発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(危機管理監) すみません。先ほど大塚委員のご質問で本庁舎新館に設置してあるサーマルカメラについてご質問がありまして、そのお答えの中で私「体温計」というふうに発言をしていたのですが、正しくは「表面温度計」でございますので、体温とは違うものが出ます。例えば外気の影響ですとか、そういった影響を受けますので、必ずしもあそこに表示されるのが体温ではございません。ですので、このたび導入をしようとしているサーマルカメラも同様なものでございます。訂正させていただきます。

以上です。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 2 1 分)



(開議 午前 1 1 時 2 2 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(永沼) 議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)です。19ページ、災害支援体制整備事業、提案説明では避難所となる鴻巣市立総合体育館のアリーナ、武道場、卓球場に空調設備を設置するため、設計委託料を追加するものとのことでしたが、空調設備設置に当たり、先進自治体の事例は調査したのか、したのであればその結果について伺います。

(危機管理課長) 総合体育館のアリーナ部分に設置予定でございます大風量スポットエアコンにつきましては、茨城県の下妻市の下妻市総合体育館を4月の末になるのですが、視察してございます。また、卓球場に設置予定の整流式吹き出し型のエアコンについては、埼玉県鳩山町の鳩山町地域包括ケアセンターを視察してございます。こちらは実際視察させていただきまして体感したところになります。大風量スポットエアコンにつきましては、上着を着てその日見学をさせていただいたのですが、大風量にいたしましたら、約30分ほどでもう肌寒いほど冷房が効くというような形で、冷房の効果はあると認識してまいりました。また、鳩山町地域包括ケアセンターについては、風はほとんど感じられないのですが、ひんやり感じるような、空調設備としては問題ない冷房の効きを感じてございます。

以上でございます。

(永沼) 空調設備の設置方法なのですが、天づり型、据置き型というようなものがあるのですが、それについてはどのような検討をされたのか伺います。

(危機管理課長) お答えいたします。

アリーナ部分につきましては、壁かけ、もしくは架台を組みましてその

上に設置することを設計で判断するような形で検討しております。卓球場については据置き型、武道場については天つり型を予定しております。以上でございます。

（永沼）次に、都市ガス、LPガス、電気の光熱費や設置費の比較検討をされたのか、またその結果について伺います。

（危機管理課長）お答えいたします。

光熱費のエネルギー源ごとに比較を行っております。こちら同じ条件で運用した場合、都市ガス、LPガス、電気、こちらの試算をしたところ、一番電気のほうが優位であったという形の結果となっております。以上でございます。

（永沼）そうしますと、設計委託では電気で設計委託を行うということによろしいでしょうか。

（危機管理課長）こちらについては、今設計では電気を予定しております。

以上でございます。

（永沼）本会議において、それらの場所によって機種を変更しているとの説明がありました。各部屋にどのような機種を何台設置する計画なのか、またその設置場所について伺います。

（危機管理課長）お答えいたします。

アリーナ部分につきましては、大風量スポットエアコンをランニングコースのところに、まだ調査の段階ではございますが、想定では20台、武道場につきましては天つり型のエアコン、こちらはまだ調査の段階ではございますが、天井に8台、卓球場につきましては整流式吹き出し型のエアコンを、調査の段階ではございますが、3台設置の予定を考えております。

以上でございます。

（永沼）バレーボール、バスケットボール、また卓球ボールが直接空調設備に当たらないような設計委託になっているのかどうか伺います。

（危機管理課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、空調設備機器に直接ボールが当たらないよう防

球ガードを設置いたしまして、そのような形の設計を行いたいと準備を
してございます。

以上でございます。

(永沼) この設置については、リース方式なのかどうか、またその理由
について伺います。

(危機管理課長) こちらにつきましては、緊急防災・減災事業債を活用
するため、リース方式ではなく買取り方式を予定してございます。

以上でございます。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 28 分)



(開議 午前 11 時 28 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員
会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員
の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 29 分)